

大磯町監査公表第1号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき提出された大磯町職員措置請求について同条第5項の規定により監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

令和2年11月9日

大磯町監査委員 脇 國 廣
同 清 田 文 雄

磯監第42号
令和2年11月4日

請求人

オンブズマン大磯
代表幹事 添 田 正 直 様

大磯町監査委員 脇 國 廣

大磯町監査委員 清 田 文 雄

大磯町職員措置請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、令和2年9月7日付けで提出されました大磯町職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求人

(略)

第2 請求の内容

請求人から令和2年9月7日に提出された大磯町職員措置請求書及びその事実を証する書面並びに令和2年10月13日に提出された事実を証する書面(以下「監査請求書等」という。)の内容を以下にまとめる。

第1 請求の要旨

1 請求の対象行為、対象物件

学校法人東海大学の所有する大磯町月京所在の土地12316.1㎡及び家屋20195.96㎡の固定資産税を非課税(書証1)とし賦課徴収を懈怠した行為。

2 理由

大磯町によると非課税の理由は、地方税法第348条第2項第9号「学校法人等がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産」に該当するとしている。

請求人は令和2年2月28日、町長私書箱(平成目安箱)に本件に関して『税の徴収は「公平」「公正」に(東海大学附属大磯病院の固定資産税について)』(書証2)を投稿した。同年3月8日付返答(書証3)では、医学部を有する当該法人にとって必須のものであるため「直接保育又は教育の用に供する」部分については非課税とすると述べる。しかし仮に法人にとって必須のものであったとしてもそれは非課税の合理的理由とはなんらなり得ず、非課税は学校において直接教育の用に供する固定資産に限定される。

一方、コンビニエンスストアについて非課税は誤りであったと認め、令和2年5月に税額を更正し追徴課税したものの、その他については該当する具体的資料は何も提示することなく、令和2年も非課税を継続している。

「直接保育又は教育の用に供する固定資産」の意義について判例は

○直接保育又は教育の用に供するとは、直接保育又は教育のためにのみ使用されることを常態とするものをいい、単に教育の用に供されることがあるというだけではこれに該当しないと解すべきである。

(平成5年11月29日神戸地裁)

○「直接保育又は教育の用に供する固定資産」とは、固定資産税の賦課期日における現況において、当該学校において教科の履修その他学校教育の目的とする教育活動が実施されることを常態としている固定資産をいう。

(平成25年2月6日東京地裁)とする。

そもそも、東海大学附属大磯病院は病院であって学校ではない。教育の用にのみ使用されることを常態とする証拠、根拠の類もない。教育の用に

のみ使用されることが常態としていると認定するならば実施したはずの大磯町のその調査、精査の類の資料も提示されないから「直接教育の用に供する固定資産」はそもそも精査されていないに相違ない。むしろ、「教育の用にのみ使用されることが常態としている」ことには全く考慮せず、病院の敷地とみることができるか否かの誤った判断基準で非課税とした。（そうするとコンビニエンスストアを非課税とした誤謬も合点がいく。）
(書証4)

以上、これらのことから、当該固定資産税の非課税措置は賦課徴収を懈怠するものであり、地方税法に違反し違法である。

第2 求める措置

- 1 平成27年ないし令和2年分については所有者に対し税額を更正し追徴課税をせよ
- 2 時効となった平成26年分は中崎町長、担当税務課長吉川淳一は連帯し大磯町に損害賠償せよ
(理由:令和2年2月28日の町長私書箱の平成目安箱への投稿で東海大学に対する課税基準の是正を合理的理由を付して求めたにも関わらず是正をしなかったことは担当課長としての注意義務違反そして町長としての指揮監督上の義務違反に相当する。)

第3 添付資料(事実を証する書面)

- 書証1 行政情報公開決定通知書 令和2年6月12日大磯町発行
立証趣旨:非課税の土地及び建物の詳細
- 書証2 平成目安箱中崎町長宛投稿文書 令和2年2月28日オンブズマン大磯発行
立証趣旨:税の徴収は「公平」「公正」に(東海大学附属大磯病院の固定資産税について)と題し是正を求めた。
- 書証3 書証2に対する回答 令和2年3月18日大磯町発行
立証趣旨:コンビニエンスストアについては「直接教育の用に供する固定資産」ではないと認めたものの、その他すべてがどのような教育目的の「直接教育の用に供する固定資産」なのか述べず、非課税としたこと。
- 書証4 行政情報一部公開決定通知書 令和2年4月7日大磯町発行
立証趣旨:直接教育の用に供する固定資産を具体的に検討することなく、附属病院の敷地に該当するか否かで非課税としたことの判る資料
- 書証5 平成目安箱に投稿があったときの町内手続きについて。

立証趣旨：政策課が收受し税務課に送達するとともに、町長・副町長・参事・政策課課長・所属課員全員に回覧され、必要に応じて町長及び副町長はコメントを記入すること。

書証 6 平成目安箱の回答の庁内手続きについて。

立証趣旨：担当課の税務課が作成、政策総務部長・政策課長・係長・課員が回議起案し、参事・副町長・町長が決裁すること。

第 3 請求の受理

令和 2 年 9 月 7 日に受付した「大磯町職員措置請求書」による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項に基づく要件を具備しているものと認め、同日付で受理した。

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求の要旨及び請求する措置並びに事実を証する書面から、固定資産税の非課税が適用された案件について、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び大磯町町税条例（昭和 50 年大磯町条例第 6 号）、同施行規則（昭和 50 年大磯町規則第 6 号）に基づいて、適正かつ公平な運用がなされているか、また、厳正に判断がされているかについて監査対象事項とした。

2 監査対象部署

政策総務部税務課

3 監査の期間

令和 2 年 9 月 7 日から令和 2 年 11 月 4 日まで

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項に規定する請求人からの証拠の提出については、令和 2 年 9 月 7 日及び 10 月 13 日に提出された。なお、請求人の陳述については、令和 2 年 10 月 13 日に実施した。

5 関係職員の調査

(1) 関係職員の調査

監査対象部署に關係書類の提出を求め、予備監査として令和 2 年 10 月 15 日に政策総務部税務課長及び資産税係長から、また、本監査として令和 2 年 10 月 22 日に政策総務部長、政策総務部税務課長及び資産税係長から事情聴取を行った。

(2) 調査の要旨

本件監査対象に係る固定資産税の非課税手続きについては、以下のとおりである。

ア 非課税について法等に則った処分はされているか。

イ 非課税の対象範囲に間違いはないか。

第5 監査の結果

1 事実の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員
の調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 地方税法における非課税に関する規定と運用

地方税法（昭和25年法律第226号）は、固定資産税の非課税の範囲として第348条第2項において、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。」とし、具体的に同項第9号において「学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産・・・」としている。

(2) 大磯町町税条例等における非課税に関する規定

大磯町町税条例（昭和50年大磯町条例第6号）第18条の2に「法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、当該固定資産の用途その他町長が必要があると認める事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。・・・」としている。

大磯町町税条例施行規則（昭和50年大磯町規則第6号）第9条に「法、条例及びこの規則の規定による別表の左欄に掲げる納付書、証明書、申告書等は、同表の当該右欄に掲げる文書の様式とする。」とし、第12号様式の2に非課税申告の様式が定められている。

(3) その他非課税についての運用解釈等

固定資産税実務提要（株式会社ぎょうせい・刊）において法第348条第2項第9号関係として

問 大学所有の附属病院の敷地、その建物及びその設備する償却資産
に対しては課税することができるか。

答 附属病院は法第348条第2項第9号の非課税規定に該当するもの
として取り扱うことが適当である。

としている。

2 判断の理由

(1) 本件監査請求の理由から固定資産税の非課税措置が法等に則った処理に該当してるかについて、以下のとおり判断した。

① 請求の学校法人東海大学の所有する大磯町月京所在の土地 12316.1 m²及び家屋 20195.96 m²の固定資産税を非課税として賦課徴収を懈怠した行為について

ア 請求人は、非課税措置について「仮に法人にとって必須のものであったとしてもそれは非課税の合理的理由とはなんらなり得ず、非課税は学校において直接教育の用に供する固定資産に限定される。」とし、当該非課税措置を行ったことは違法であると主張しているが、法の規定では、非課税案件に該当し、また、固定資産税実務提要においても「附属病院は法第 348 条第 2 項第 9 号の非課税規定に該当するものとして取り扱うことが適当である。」としていることから非課税措置を行ったことは、違法ではない。

イ 請求人は、「コンビニエンスストアについて非課税は誤りであったと認め、令和 2 年 5 月に税額を更正し追徴課税したものの、その他については該当する具体的資料は何も提示することなく、令和 2 年も非課税を継続している。」とし、当該非課税措置を行ったことは違法であると主張しているが、当該対象物件の中には、法により非課税から除外すべきとされるものは、含まれていない。

ウ 請求人は、「東海大学附属大磯病院は、病院であって学校ではない。」とし、当該非課税措置を行ったことは違法であると主張しているが、固定資産税実務提要に「附属病院は法第 348 条第 2 項第 9 号の非課税規定に該当するものとして取り扱うことが適当である。」とされていることから非課税措置を行ったことは、違法ではない。

エ 請求人は、「教育の用にのみ使用されることを常態とする証拠、根拠の類もない。教育の用にのみ使用されることが常態としてしていると認定するならば実施したはずの大磯町のその調査、精査の類の資料も提示されないから「直接教育の用に供する固定資産」はそもそも精査されていないに相違ない。」とし、事務を懈怠したと主張しているが、非課税措置をする前に現地を確認し、課税すべき部分の駐車場や山林の一部は、既に課税処理がされており事務の懈怠はない。

請求対象の物件の中に精査されていない非課税の案件は入っていない。

② 請求人が提示する判例について

2 点の判例が提出されているが、いずれも請求人が「直接保育又は教育

の用に供する固定資産とは、直接保育又は教育のためにのみ使用されることを常態とするものをいい、単に教育の用に供されることがあるというだけではこれに該当しないと解すべきである。」という主張に取り上げている判例である。以下にこれらの判例について述べる。

ア 平成5年11月29日神戸地裁の判決である。この判決は、学校法人所有の学校用地に対する特別土地保有税に係る非課税土地否認決定が適法とされた事例と思われる。

この判決は、計画が放置され実行されずに教育の用に供する施設が整っていない状況について出されたものであり、本件と同じ状態のものとは考えられない。

イ 平成25年2月6日東京地裁の判決である。この判決は、固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分が適法とされた事例と思われる。

この判決は、病院及び臨床実習施設が賦課期日において建築中であり、施設が使用できず、前段の活動が実施されることを常態とするものに当たらない状況について出されたものであり、本件と同じ状態のものとは考えられない。

3 結論

以上の判断により、本件監査請求の対象とする固定資産税の土地及び家屋の非課税措置については、請求人の主張には理由がないものとして棄却する。